

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の開催について

令和2年2月14日
新型コロナウイルス
感染症対策本部決定

- 1 新型コロナウイルス感染症対策本部の下、新型コロナウイルス感染症の対策について医学的な見地から助言等を行うため、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）を開催する。
- 2 専門家会議の構成員は、別紙のとおりとする。ただし、座長は、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。
- 3 専門家会議の庶務は、厚生労働省等関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 4 前各項に定めるもののほか、専門家会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

(別紙)

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

座長 脇田 隆宇 国立感染症研究所所長

副座長 尾身 茂 独立行政法人地域医療機能推進機構理事長

構成員 岡部 信彦 川崎市健康安全研究所所長

押谷 仁 東北大学大学院医学系研究科微生物分野教授

釜菴 敏 公益社団法人日本医師会常任理事

河岡 義裕 東京大学医科学研究所感染症国際研究センター長

川名 明彦 防衛医科大学内科学講座（感染症・呼吸器）教授

鈴木 基 国立感染症研究所感染症疫学センター長

舘田 一博 東邦大学微生物・感染症学講座教授

中山 ひとみ 霞ヶ関総合法律事務所弁護士

武藤 香織 東京大学医科学研究所公共政策研究分野教授

吉田 正樹 東京慈恵会医科大学感染症制御科教授

(五十音順)